

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グルジア	母子保健一次医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の交換公文	母子保健一次医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	247,000千円 H17.2.1まで	H16.2.2 トビリシ で (同日)	日本側 藤原稔由在グルジア大使 アテ大使 グルジア側 ラド・ジャパ リッセ外務大臣	H16.7.22 377号
グルジア	食糧増産援助に関する日本国政府とグルジア政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.31まで	H17.3.11 トビリシ で (同日)	日本側 アテ大使 グルジア側 グアレリ・チ エチエラシエヴァリ財務大臣	H17.6.22 473号
グルジア	グルジア政府に対する贈与に関する日本国政府とグルジア政府との間の交換公文	グルジアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むグルジアの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	300,000千円 -----	H17.3.11 トビリシ で (同日)	日本側 安部忠宏在グルジア大使 グルジア側 グアレリ・チ エチエラシエヴァリ財務大臣	H17.8.15 781号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。